

「周旋」の新解釈と畿内説の不成立

伊藤 雅文

邪馬台国は文献上の存在である

邪馬台国は文献上の存在である。これは、空想上の存在という意味ではない。中国の史書である『三国志』において「倭の地に女王卑弥呼の都する邪馬台国がある」と言及されていなければ、今の私たちは「邪馬台国」の存在自体を知ることはなかったという意味である。

例えば、日本のどこかで、女王が暮らしていたと思われるような巨大な宮殿跡が発見されたとしても、「邪馬台国」と「女王卑弥呼」の存在を知らなければ、「いつ、どこそこで、女王の宮殿とおぼしき遺構が発見されました」という事実が淡々と語られるだけである。決して、現在私たちが考えるように「もしかしたら邪馬台国の女王卑弥呼の宮殿では」というような壮大なロマンを喚起するようなことはない。

そういう意味では、邪馬台国はまさに奇跡の存在といえる。『三国志』の撰者である陳寿が『三国志』に倭人条を立て、邪馬台国の記述を遺してくれたからこそ、1800年後の私たちが邪馬台国についてこんなに様々に論じることができているのである。

同時に、陳寿は邪馬台国がいつ、どこにあったかも書き残してくれた。さまざまな国を経由していく行程記述まで付してである。だから、私たちはそれをたどることによって邪馬台国がどこにあったのかを考えることができるのである。

昨今、考古学的成果から邪馬台国畿内説を報ずる記事を目にする機会が増えた。特に奈良県の纏向地方における数々の発見が取り上げられて、「邪馬台国は纏向で決まり！」「箸墓古墳は卑弥呼の墓！」という見解が一般には定着しつつある。確かに「奈良盆地南東部、三輪山の麓にある纏向には多くの初期型古墳が存在し、巨大な堀立柱建物や大規模な水路、数多くの遺物が発掘された。その遺跡は3世紀前半から4世紀前半のどこかの時点で突如纏向に出現したと考えられる」という事実の持つ意味は重い。3世紀前半であると仮定すれば、「邪馬台国」や「卑弥呼」と結びつけて考えたくないのは当然といえる。

しかし、邪馬台国が纏向にあったと結論づけるには、まだ文献学的な検証が十分になされていないのではないかと感じている。冒頭に述べたように、邪馬台国は文献上の存在である。邪馬台国への行程も書き記されている。纏向を邪馬台国であるとするためには、記された行程をどのように読み解けば、纏向にたどり着くかを明らかにす

る必要があり、現状ではそれが不十分ではないかと思っている。

2世紀末から3世紀半ばのいわゆる邪馬台国・卑弥呼の時代に、日本全国に多くの人々が暮らし、さまざまなムラ、クニが成立していたことは間違いない。日本各地で発掘される弥生時代後期～終末期の遺跡、墳丘墓、遺物といったものがそれを物語っている。全国に分布している大規模な環濠集落などをみても、邪馬台国に匹敵するような強力な国が存在していた可能性を否定できない。しかし、それらの国々は文献に記されたり、伝承を経たりして後世に名を残すことはなかった。だから、私たちはそれらの国々について知るすべはないが、それらの国々が存在したことは厳然とした事実である。もしかすると、纏向もそういった国のひとつではないのか。『三国志』に書かれた行程が纏向に行き着かないのであれば、そう考えるのが妥当なのではないだろうか。

もし纏向が邪馬台国ではないとしても、筆者は纏向遺跡の存在価値は非常に大きいと思っている。古墳時代の幕開けはまぎれもなくこの纏向の地であるし、ヤマト王権誕生の解明につながる多くのことを秘めた遺跡であることは間違いない。だからこそ一層、強引に邪馬台国と結びつけるような姿勢は避けなくてはならない。それは纏向遺跡の年代観を歪めたり、遺構、遺物の分析に予断を与え、ヤマト王権の萌芽を考える際に思わぬ障害ともなりかねないと思うからである。ただし、これは決して纏向に限ったことではない。邪馬台国と結びつけて語られるすべての遺跡、地域に当てはまると思っている。

以上のような考えから、筆者は邪馬台国の位置はできる限り『三国志』の中のいわゆる『魏志倭人伝』という文献の記述から求められるべきであるというスタンスを堅持したいと思っている。これは決して考古学を軽視しているわけではなく、文献上の存在である「邪馬台国」の探求というものに限っては文献解釈が前面に来るべきであって、考古学はそれを裏付け立証する存在であってほしいという意味である。邪馬台国にたどり着くには、『魏志倭人伝』に書かれた文字と正面から向き合い、しっかりと読み解き、その内容から考察していかなければならないと考えている。

周旋可五千余里

『魏志倭人伝』の記述を丁寧に読み解いていくと、現在一般的な解釈とされている中にも疑問符の付く箇所がいくつもあるのに気がつく。中国語や漢文の素人である筆者から見ても、ちょっとおかしいのでは？と思う解釈や、日本語として文意の通らないような訳文がある。

本稿で取り上げるのは、次の記述の解釈である。

女王国東渡海千余里復有国皆倭種又有侏儒国在其南人長三四尺去女王四千余里又有裸国黒齒国復在其東南船行一年可至參問倭地絶在海中洲島之上或絶或連周旋可五千余里

この部分は倭の地の地誌、風俗、慣習や政治体制などについて述べた後に、女王国の東にも倭種の国々があり、また侏儒国や裸国、黒齒国という国があると述べた上で、まとめとして倭の地は遠く離れた海中の州島の上に絶えたり連なったりしながら存在するとして、「周旋可五千余里」と文章を締めている部分である。

この「周旋可五千余里」はどのように解釈されているだろうか。

「参問倭地」以降についてみてみると、邪馬台国研究のバイブルと言える石原道博氏編訳の『新訂 魏志倭人伝 後漢書倭伝 宋書倭国伝 隋書倭国伝』では、「倭の地を参問するに、海中州島の上に遠くはなれて存在し、あるいは絶えあるいは連なり、一周五千余里ばかりである」と訳されている。また、三国志研究の第一人者である渡邊義浩教授の『魏志倭人伝の謎を解く』では、「倭の地を訪ねると、遠く離れた海中の洲島の上に（国が）あり、あるいは海に隔てられあるいは陸続きで、周囲五千余里ばかりである」とされている。

どちらも「一周」や「周囲」といった「ぐるっと一周する」という意味の解釈になっている。ほぼすべての邪馬台国関連本もこれと同様の訳文になっていると思われる。つまり、ぐるっと一周で五千余里という閉じた円のイメージと解釈されている。

しかし、よく考えてほしい。『魏志倭人伝』の帯方郡から邪馬台国への行程記述においては、朝鮮半島南部に狗邪韓国という倭の国があつて、そこから海を千余里渡ると対馬国があり、また千余里渡ると一大国があり、さらに千余里渡ると末盧国に至ると明記されている。合計すると、狗邪韓国から末盧国までは3千余里である。すると、これを単に往復するだけで6千余里かかってしまう計算になる。つまり、『魏志倭人伝』の記述を尊重すると、どう考えても倭の地を一周五千余里の円（線）で囲むことは不可能なのである。

この事実、この矛盾は多くの研究者の方々も理解されていると思うが、さすがにこれでは都合が悪いというわけだろうか、意図的に狗邪韓国、対馬国、一大国を無視して九州島内の一部をぐるっと囲んで五千余里であるとしたり、この五千余里は長里で記されたものであるとして九州から畿内までぐるっと囲んでしまう場合もある。あまり積極的にこの記述に触れたくないような感じさえ受ける。

しかし、それで『魏志倭人伝』と真摯に向き合っているといえるだろうか。そこで今回、単語の意味について調べてみた。「周旋」というのは本当に「ぐるっと一周」という意味なのかどうかをである。『三国志』の他の部分では「周旋」はどのように使われているだろうか。

しかし、筆者の手元には『三国志』の原文がない。そこで、インターネットに頼り

「三国志全文検索」というサイトに巡り会った。非常に優れた機能を備えていて、特定の単語を検索可能である。「周旋」という単語を検索すると、『魏志倭人伝』の当該箇所以外に21箇所にも用いられている。本稿に資料として全てを掲載することはできなかったが、例としていくつかピックアップしたのが図表1である。原文は「三国志全文検索」のサイトから、そして訳文はちくま学芸文庫の『正史三国志』から引用している。

*図表1 『三国志』における「周旋」の使用例

(図表1) 『三国志』における「周旋」の使用例

<p>〔魏書〕 崔毛徐何邢鮑司馬伝第十二</p> <p>〔原文〕 于是 周旋青徐兗豫之郊 東下壽春 南望江湖</p> <p>〔訳文〕 そのため、青州・徐州・兗州・豫州の田園地帯をめぐり歩き、東に向かって寿春まで下り、南方江・湖（江南地方）の方を眺めやったりした。</p>	<p>〔蜀書〕 劉彭廖李劉魏楊伝第十</p> <p>〔原文〕 遂隨從周旋 常爲賓客</p> <p>〔訳文〕 かくて先主に随行して諸地を遍歴したが、つねに賓客として側にあつた。</p>	<p>〔吳書〕 朱治朱然呂範朱桓伝第十一</p> <p>〔原文〕 桓 督領諸將 周旋赴討 應皆平定</p> <p>〔訳文〕 朱桓は、部将たちを指揮し、各地をめぐって討伐を行ない、またたく間にすべてを平定した。</p>	<p>〔吳書〕 諸葛藤孫濮陽伝第十九</p> <p>〔原文〕 丹楊地勢險阻 與吳郡 會稽 新都 鄱陽 四郡鄰接 周旋數千里 山谷萬重</p> <p>〔訳文〕 丹楊郡は地勢險阻で吳郡・会稽・新都・鄱陽の四郡と隣接しており、その周囲は数千里の距離があつて山や谿谷が十重二十重にいらくんでいる。</p>	<p>※原文は『三国志全文検索』サイトより、訳文は『正史三国志』（ちくま学芸文庫）より引用</p>
---	---	--	--	---

魏書、蜀書、吳書からそれぞれ1カ所と、もう一つ、少し問題をはらんだ吳書の1カ所を引用している。最初の3つをみると、明らかに「周囲を一周する」という意味では用いられていない。

「魏書 崔毛徐何邢鮑司馬伝（さいもうじょかけいほうしばでん）第十二」では「めぐり歩く」という意味だし、「蜀書 劉彭廖李劉魏楊伝（りゅうほうりょうりりゅうぎようでん）第十」では「諸地を遍歴した」という意味である。そして、「吳書 朱治朱

然呂範朱桓伝（しゅちしゅぜんりよはんしゅかんでん）第十一」では「各地をへめぐる」という意味で用いられている。

他の箇所をみても、いくつかは「あっせんする」「交渉をもつ」などまったく異なる意味で用いられている箇所もあるが、ほとんどは「めぐり歩く」「転々とする」という意味で用いられており、21のうち20箇所は明らかに「周囲を一周する」という意味での用いられ方はしていない。そこから考えると、「周旋」というのは、一周するという閉じた円の概念ではなく、くねくねと進む一本の曲がりくねった線のイメージだと言える。

確かに最後の「呉書 諸葛藤二孫濮陽伝（しよかつとうにそんぼくようでん）第十九」の記述については、『正史三国志』の訳文も「丹楊郡は地勢險阻で呉郡・会稽・新都・鄱陽の四郡と隣接しており、その周囲は数千里の距離があつて山や谿谷が十重二十重（とえはたえ）にいきりくんでいる」となっている。それを見る限りは「その周囲は」となっており、一周するイメージで訳されている。

しかし、地図で確認してみると丹楊郡は決して呉郡・会稽郡・新都郡・鄱陽郡の四郡のみと接しているわけではない。筆者は当時の正確な境界線が描かれた地図を持たないが、手元にある地図ではこの四つの郡は丹楊郡の領域の東側から南側に至る山地で接していた郡である（厳密に言えば、手元の地図では丹楊郡と会稽郡は隣接していない）。北から西にかけては、長江が流れていて、その長江を挟んで広陵郡や廬江郡など他の郡と接していたことは明らかである。だから、この記述の対象は地勢が険阻な山地側に限ったものであり、その山地で丹楊郡が四つの郡と接している様子を表したものであると考えられる。つまり、「丹楊郡と隣接する四郡との境界が、数千里にわたって山や谷が幾重にも重なっている」と述べたものだと推察できる。決して、丹楊郡の東西南北すべての境界線におよぶ記述ではないので、この数千里が閉じた円になることはない。ここも、他の箇所と同様、四郡との境界である入り組んだ山や谷を巡っていく、曲がりくねった一本の線になるのである。

以上のように、『魏志倭人伝』の「周旋可五千余里」を除く『三国志』内で、「周旋」が閉じた円の概念で使用された例が皆無であることは明白な事実である。「周旋」というのは、「めぐり歩く」「転々とする」という意味であり、必然的に「周旋可五千余里」を「一周すると五千余里ばかり」と訳するのは誤りであるという結論になる。つまり「倭地が一周五千余里である」とする従来の一般的な解釈は明らかに間違っていたのである。

では、「周旋」を一本の曲がりくねった線のイメージであるとして、『魏志倭人伝』のこの部分を解釈するとどうなるだろう。

そうすると、非常に明快にこの部分を理解することができるようになる。実にはっきりと、倭地参問の道のりが五千余里であったと述べているのである。

帯方郡を出た郡使の一行は、まず狗邪韓国に到着する。この狗邪韓国は倭の北岸であるとされている。つまりここが参問のスタート地点となる。ここから最終目的地である邪馬台国までの行程はどうであったか。狗邪韓国から対馬国、一大国を経て末盧国に上陸するまでが三千余里、末盧国から伊都国、奴国経由で不彌国までが七百里、そして不彌国から邪馬台国までが千三百余里である。その合計は、ちょうど五千余里になる。ここで、不彌国から邪馬台国を千三百余里とするのに違和感をもつ方がいるかもしれないが、そういう方にはこう考えていただきたい。帯方郡から女王国までは一万二千余里であることは明記されている。そして、帯方郡から狗邪韓国までは七千余里であると、これも明記されている。この一万二千余里から七千余里を引いた五千余里（五千余里）、これが参問の道のりなのである。

まさに単純明快、ぴったりとつじつまが合う。いろいろと策を弄して一周五千余里の地域を設定する必要はまったくなくなるのである。

「周旋」の新解釈が語ること

本稿を読んでいただくと、それでも「周旋」を「ぐるっと一周」とであると主張することは非常に難しいのではないかと思う。多くの方に、「周旋」は狗邪韓国から邪馬台国までの曲がりくねった道のりのことであると納得いただけたのではないだろうか。また、この「周旋」の件により、従来解釈がすべて正しいわけではないということをごまかしながらでも示せたのではないかと考えている。

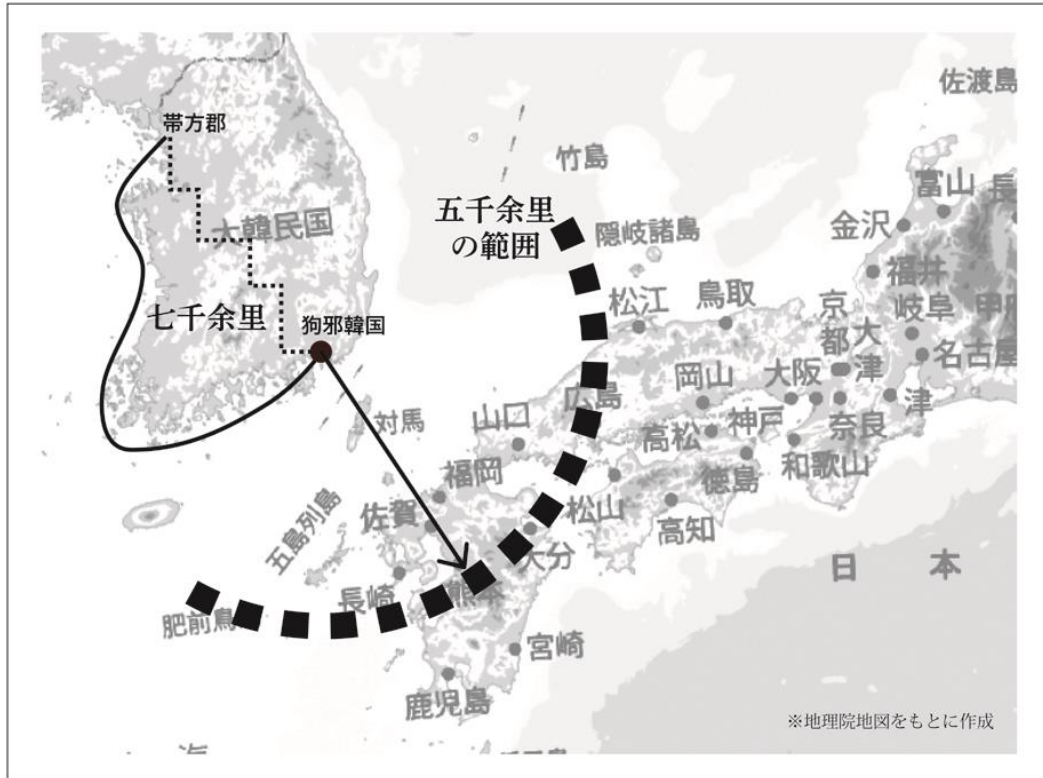
最後に、この「周旋」の解釈一つはとても小さなことかもしれないが、実は非常に大きなことを暗示しているということを書いておきたい。「周旋五千余里」を、従来の各自の思惑の入る余地がある解釈である「ぐるっと一周すると」ではなく、本稿の解釈で定義し直すと、邪馬台国は畿内へは行きようがないことが明らかになる。

新解釈では、この五千余里は帯方郡から邪馬台国までの一万二千余里に含まれる五千余里であり、そのスタート地点は狗邪韓国であるということが明確になる。一万二千里を、帯方郡から狗邪韓国までを「前半」、狗邪韓国から邪馬台国までを「後半」というように分割すると、前半が七千余里、後半が五千余里となり、その距離の比率は7：5となる。そうすると、図表2のように後半の最終地点はとても畿内に届きそうにない。具体的に1里70メートル（筆者の考える1里）で換算してみると、狗邪韓国のあったとされる朝鮮半島南部の金海市から道のり（郡使が進んだ距離）で350キロメートル強の地点となる。北九州地域を経由しない直線距離でも600キロメートル以上離れている畿内に「後半」の終着点＝邪馬台国を設定することは、まったく不可能である。

だから、筆者はこの「周旋」の新解釈が正しいとすると、文献解釈上「邪馬台国畿

内説」は成立の余地がないと断じたい。

(図表2) 「周旋可五千余里」の範囲



(参考文献)

- 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・随書倭国伝』岩波文庫
渡邊義浩『魏志倭人伝の謎を解く 三国志から見る邪馬台国』中公新書 2012
『三国志全文検索』ホームページ (<http://www.seisaku.bz/search/search.php>)
今鷹真・井波律子・小南一郎訳『正史三国志 1～8』ちくま学芸文庫 1992—1993
伊藤雅文『陳寿の記した道里～邪馬台国への方程式を解く～』ブックウェイ 2014